

○ 農林漁業保険審査会運営規程新旧対照表（案）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（会議の公開） 第四条 審査会の会議は、公開とする。ただし、次の各号に係る会議については、この限りではない。 一 森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議 二 農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議 三 漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議 四 漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関する会議	（会議の非公開） 第四条 審査会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第八条 (略)

2 (略)

3 議事録については、公開とする。ただし、第四条各号に係る会議については、この限りではない。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(議事録)

第八条 (略)

2 (略)

3 議事録については、公開とする。ただし、次の各号に係る会議については、この限りではない。

一 森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議

二 農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議

三 漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議

四 漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関する会議